

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年7月17日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
 同 大 西 均
 同 香 川 芳 文
 同 森 裕 行

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入について 受託留置に係る償還金について、1日当たりの償還額を誤って、請求しているものがあつた。(高松南警察署)</p> <p>イ 支出について 病気休暇から復帰した月の通勤手当が、支給されていなかった。(捜査第二課)</p> <p>ウ 物品について 県有自動車について、12か月法定点検をしていなかった。(高松南警察署)</p>	<p>ア 収入について 直ちに、受託留置に係る償還金の差額の調定手続を行い、差額を請求した。 今後は、複数の職員による確認を徹底し、償還金誤請求の防止を図る。</p> <p>イ 支出について 直ちに、支給手続を行い、平成29年12月に支給した。 今後は、複数の職員による確認を徹底し、諸手当の支給漏れの防止を図る。</p> <p>ウ 物品について 該当車両2台については、直ちに、12か月法定点検を実施した。 今後は、道路運送車両法に基づき、遺漏のないよう厳正に管理するとともに、遅滞なく計画的に法定点検を実施する。</p>
検討指示事項	<p>ア 契約について 仮運転免許試験の実施について、業務委託契約及び試験場借上契約を締結し、委託料と借上料をそれぞれ支出しているが、契約の統合について検討する必要がある。(運転免許課)</p>	<p>ア 契約について 平成30年度の仮運転免許試験の業務委託に当たっては、仮運転免許学科試験場の借上に関する事項を盛り込み、契約を統合した。</p>